

## 中央環境審議会農薬小委員会特定農薬分科会の設置について(案)

- 1 特定農薬とは、農薬取締法において、薬効や安全性に係る評価の結果、人畜等に害を及ぼすおそれがないとして、農林水産大臣及び環境大臣が指定するものであり、その製造、販売、使用に当たって登録を要しないもの(参考1)であるが、その指定については、これまで、「農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合」(以下、「合同会合」という)において調査・審議いただいていたところである(参考2)。
- 2 一方、水産動植物の被害防止や水質汚濁に係る登録保留基準の改正以降、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(以下、「農薬小委」という)は年に5回程度開催しており、合同会合をこれまでと同様に開催することは困難な状況となっている。
- 3 このため、効率的な調査・審議を図るため、別紙のとおり、農薬小委の一部委員により構成される「特定農薬分科会(仮称、以下「分科会」という)」を農薬小委の下に設置する。分科会の構成委員については、農薬小委員長が指名することとする。
- 4 今後、合同会合には中央環境審議会側からは分科会が参画し、個別物質ごとの安全性について専門的な評価を行うこととする。なお、特定農薬の指定の是非については、合同会合の議論を踏まえ、農薬小委及び農業資材審議会農薬分科会がそれぞれの会合において審議することとなる。

(参考)今後の予定

7月26日 第21回農薬小委員会(分科会の設置について審議)

8月 農薬小委員長による分科会委員の指名

9月以降 合同会合の開催

特定農薬指定のための個別資材の評価について(案)

平成22年7月26日

中央環境審議会 土壌農薬部会 農薬小委員長決定

特定農薬指定のための個別資材の評価について、次のとおり定める。

個別資材の評価については、特に専門的かつ具体的な議論が必要なことから、小委員長は、小委員会の特定農薬指定の決議に先立ち、小委員会に属する委員のうち評価案件について特に専門性の高い委員等を招集して特定農薬分科会を開催し、議論することができる。

## 特定農薬に関する関係法令

## ○ 農薬取締法(昭和二十三年七月一日法律第八十二号) (抄)

(農薬の登録)

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

(使用の禁止)

第十一条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第2条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 容器又は包装に第7条の規定による表示のある農薬(第9条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。)
- 二 特定農薬

## ○ 農林水産省、環境省告示第一号(平成十五年三月四日) (抄)

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

## 一 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物(人畜に有害な毒素を産生するものを除く。)であって、使用場所と同一の都道府県内(離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島をいう。)にあっては、当該離島内)で採取されたもの

## 二 一以外のもの

重曹及び食酢

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び  
中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合委員名簿

(平成20年11月21日現在)

氏名	所属役職	農業資材 審議会農 薬分科会 特定農薬 小委員会	中央環境 審議会土 壌農薬部 会農薬小 委員会
安藤 正典	武蔵野大学薬学部教授		専門委員
井上 隆信	国立大学法人豊橋技術科学大学工学部建設工学系教授		専門委員
井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長	専門委員	専門委員
上路 雅子	学校法人東京農業大学客員教授、社団法人日本植物防疫協会 技術顧問	専門委員	臨時委員
亀若 誠	(社)農林水産技術情報協会理事		臨時委員
国見 裕久	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究部教授	専門委員	
五箇 公一	(独)国立環境研究所環境リスク研究センター主席研究員		臨時委員
佐藤 洋	国立大学法人東北大学大学院医学系研究科教授		委員
白石 寛明	(独)国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長		臨時委員
竹内 妙子	千葉県農業総合研究センター生産環境部病理研究室長	臨時委員	
中杉 修身	上智大学大学院地球環境学研究科教授		臨時委員
中野 璋代	全国地域婦人団体連絡協議会常任理事		臨時委員
中村 幸二	埼玉県農林総合研究センター 茶業特産研究所長		専門委員
根岸 寛光	東京農業大学農学部准教授	臨時委員	専門委員
花井 正博	農薬工業会安全情報部長		専門委員
細見 正明	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究部教授		臨時委員
眞柄 泰基	学校法人トキワ松学園理事長、国立大学法人北海道大学創成 科学共同研究機構特任教授		臨時委員
牧野 孝宏	光産業創成大学院大学特任教授	専門委員	
森田 昌敏	国立大学法人愛媛大学農学部教授		臨時委員 (小委員会委員長)
矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター事務局長	臨時委員	
山本 廣基	国立大学法人島根大学理事		臨時委員
若林 明子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授		臨時委員
渡部 徳子	青山学院女子短期大学家政学科教授		臨時委員

